

(平成21年3月4日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認秋田地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	20 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	10 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年9月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年10月まで

昭和50年11月10日に、36年4月から49年3月までの夫婦二人分の保険料である18万円から19万円を、夫がA郵便局へ現金で納付した。保険料額はB市町村役場の職員に教えてもらった。未納期間は無いと役場の職員に言われたのに未納期間があり、夫婦別々の期間の納付となっているのが納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の保管する国民年金保険料現金納付分通知書（昭和50年11月分）には、申立人の納付記録として「昭和40年11月より49年3月まで8年5か月分9万1,900円納付」と記載されていることが確認できる。

しかしながら、この金額は、当時の同期間の特例納付保険料の金額より1,000円過大な金額である上、納付した時点で過年度保険料の一部である昭和48年10月から同年12月までの保険料は、当時の過年度保険料の金額より1,050円過大な金額であり、合計2,050円が過大となっている。

また、この過大に収納した金額について、社会保険事務所及びB市町村では還付した記録は無く、申立人も還付された記憶は無い。申立人は、申立期間当時、保険料を納付した昭和40年11月から49年3月までの期間以外に、36年4月から40年10月までの未納期間があったことを踏まえると、当時、適切な事務処理が行われていれば、過大に納付した保険料のうちの1,800円（当時の2か月分の特例納付保険料に相当する金額）は未納期間の特例納付保険料として納付されていたと考えることが自然である。

一方、申立人は、申立期間については、その夫が昭和 50 年 11 月 10 日に、36 年 4 月から 49 年 3 月までの期間の夫婦二人分の国民年金保険料を一括で<sup>そきゅう</sup>遡及して納付したと主張するところ、申立人の夫の 50 年 11 月 10 日の日記には、夫婦二人分の国民年金保険料として約 18 万円を納付したと記載されていることが確認できるが、社会保険事務所の保管する国民年金保険料現金納付分通知書（昭和 50 年 11 月分）には、申立人について「昭和 40 年 11 月より 49 年 3 月まで 8 年 5 か月分 9 万 1,900 円納付」、その夫について「昭和 36 年 4 月より 44 年 3 月まで 8 年分 8 万 6,400 円納付」と記載されていることが確認でき、夫婦二人分の合計金額は 17 万 8,300 円であり、申立人の夫の日記に記載された金額とおおむね一致していることが確認できる（申立人の夫が申立期間の夫婦二人分の保険料をすべて納付した場合の金額は約 27 万円となる。）ことから、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 40 年 8 月までの保険料を納付したものと認めることはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 9 月及び同年 10 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 5 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 2 月から同年 4 月まで  
② 昭和 62 年 5 月から同年 9 月まで

昭和 62 年 2 月から同年 4 月まで勤務していた A 市町村内の B 事業所は厚生年金保険に加入していたと思っていたが、所長に確認したところ国民年金だったと言われたので、自分は国民年金に加入していたと思う。その後、C 都道府県に転居し、同年 5 月から同年 9 月まで国民年金に加入していたと思う。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった時点で国民年金に加入して以降、厚生年金保険から国民年金への切替手続を 5 回、いずれも適切に行っていることが確認でき、申立期間を除いて保険料の未納は無く、納付意識は高かったものと思われる。

また、申立期間②について、申立人は、「D 区役所 E 出張所にて加入手続をした以降、D 区役所から送付される納付書により、F 郵便局で納付していた。」と、申立期間当時の納付状況を具体的に記憶しており、D 区役所でも、当該出張所で国民年金の加入手続をすること、及び郵便局で国民年金保険料を納付することは可能であったと回答していることから、申立人の主張に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①については、国民年金手帳記号番号が A 市町村において昭和 62 年 2 月（あるいは 3 月）に払い出されており、国民年金加入期間であったことは確認（A 市町村では、申立期間当時、職権適用による

加入手続を行っていたと回答している。) できるが、申立人が当時の勤務先に、厚生年金保険ではなく国民年金であったことを確認した時期は平成 19 年である上、申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身も加入手続、保険料の納付場所、納付方法に関する記憶が無いことから、納付状況等が不明である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 5 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年3月まで  
昭和48年4月から49年3月まで会社で働いた後、A市町村に帰って国民年金に加入し、国民年金保険料を父親に納付してもらった。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の12か月を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親は、国民年金制度発足以来、保険料をすべて納付しており、その父親が同様に保険料を納付していたとする申立人の母親及び姉についても、国民年金保険料は完納されており、納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和50年1月22日、資格取得は49年4月1日に遡<sup>そく</sup>及<sup>きゆう</sup>して行われており、手帳記号番号の払出しの時点において、現年度納付及び過年度納付の方法により、申立期間の保険料を納付することは可能であったものと推認され、その父親に保険料を納付してもらっていた申立人の姉の42年1月から同年3月までの保険料が過年度納付されていることからみて、申立人の申立期間に係る保険料についても父親が納付したとする申立人の主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aにおける資格取得日及び資格喪失日は、昭和49年7月1日及び50年4月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和49年7月から50年3月までを16万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年7月1日から50年まで

昭和49年7月1日から最低1年ぐらい、B区の株式会社Aに勤務した期間を、厚生年金保険加入期間と認めてほしい。

C社会保険事務所で発行した手帳(被保険者証)を持っているし、厚生年金保険に加入していたはずである。同社には妻も一緒に勤務し、妻はその期間の加入記録が有る。給与明細書等はない。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が株式会社Aにおいて昭和48年10月1日に資格取得し、50年3月31日に離職していることが確認できる。

また、社会保険事務所の保管する株式会社Aに係る事業所別被保険者名簿には、申立人の厚生年金保険の資格取得日は、「昭和49年7月1日」と記載された後に二重線が引かれ、「資格取消 50. 3. 20」、「保険証 3月 31日回収」と記載され、欄外に「調査官調査による」とのメモ書きが確認できる。

しかしながら、事業所別被保険者名簿の「適用時等の調査記録」欄には、同社の適用時(昭和48年)の記録以外の記録は無く、メモ書きにある調査官調査が行われたことを示す記録は無い上、社会保険事務所にも調査官調査が行われたことを確認できる関係資料はない。

また、株式会社Aは、既に全喪しており、当時の関連資料が確認できな

いととも、当時の事業主も所在不明であり、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取消処理に関する経緯の確認ができないものの、当時の複数の同僚が、「申立人は常勤者と同じく勤務し、厚生年金保険に加入していた。」旨の証言をしている。

さらに、申立期間当時、申立人と一緒に勤務していた申立人の妻については、昭和 49 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し同年 11 月 1 日に資格を喪失した記録が、申立人と同様に 50 年 3 月 20 日にいったん取り消されたことが、事業所別被保険者名簿により確認できるが、その後、取り消された記号番号が基礎年金番号とされた上、オンライン記録において、当該期間が厚生年金保険加入期間として認められていることも確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者記録を取消処理する合理的理由は無く、被保険者名簿に記載された資格取消表示は有効なものとは認められないことから、申立人の資格取得日は、取消し前の資格取得日である昭和 49 年 7 月 1 日、資格喪失日は、雇用保険の記録から 50 年 4 月 1 日であると認められる。

なお、昭和 49 年 7 月から 50 年 3 月までの標準報酬月額については、取消し前の社会保険事務所の記録から、16 万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和20年10月11日に、同社C事業所における資格取得日に係る記録を同年10月11日に訂正し、19年4月から20年9月までの標準報酬月額を30円、20年10月から21年7月までの標準報酬月額を90円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和3年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和19年4月1日から20年10月まで  
② 昭和20年10月から21年8月1日まで

私は、昭和18年4月から30年4月までA株式会社に継続して勤務し、その間、何回か転勤はしたが、厚生年金保険には継続して加入していた。しかし、B事業所及びC事業所に勤務していた申立期間についての厚生年金保険加入記録が無いので、同期間を厚生年金保険加入期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社が保管する従業員台帳から、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務していたことが認められる。

申立期間①について、申立人がA株式会社の社内学校であるD学校に在籍していた当時の同僚と記憶している3人は昭和18年4月1日から20年11月1日までB事業所での厚生年金保険の加入記録が確認でき、このうち連絡の取れた2人は、「申立人とは昭和18年4月1日から20年10月までD学校に在籍し、B事業所で勤務していた。」と証言している。

また、同社の従業員台帳から昭和18年4月1日にD学校に入学した32人を抽出し、厚生年金保険の資格取得状況を調査した結果、厚生年金保険の加

入記録が確認できる 18 人のうち申立人を除く 17 人が従業員台帳の勤務記録と厚生年金保険の加入記録が一致していることが確認でき、申立人が厚生年金保険に加入していなかったとは考え難い。

さらに、申立人は、「昭和 20 年 10 月に D 学校を卒業し、卒業と同時に C 事業所に配属された。」と主張しているところ、従業員台帳及び同僚の証言から、異動したのは昭和 20 年 10 月 11 日であることが確認できる。

申立期間②については、申立人が昭和 20 年 10 月 11 日から C 事業所に勤務していることが確認できるところ、同社の従業員台帳から 20 年 4 月以降に同社の他の事業所から C 事業所に配属された 7 人の従業員台帳の勤務記録を調査したところ、申立人と同僚 1 人を除く 5 人が従業員台帳の勤務記録と厚生年金保険の加入記録が一致していることが確認でき、申立人が厚生年金保険に加入していなかったとは考え難く、同様の取扱いであったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から、昭和 19 年 4 月から 20 年 9 月までを 30 円、20 年 10 月から 21 年 7 月までを 90 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 秋田国民年金 事案 454

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から48年3月まで  
20歳のときに役場の職員が職場に来て、「将来を見据えて20歳から60歳まで年金を納めておいた方が良い。」と言われて国民年金に加入する手続を行った。開業する事業所に町内の人が集金に来て、国民年金保険料を納めていたが、未納期間があるとされることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和48年4月24日、資格取得は20歳到達時の43年A月B日に遡<sup>そきゆう</sup>及して行なわれたことが確認でき、手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間のうち、45年12月以前の保険料は時効により納付できなかつたものと推認され、46年1月から47年3月までの保険料についても過年度保険料であるため、町内の集金人には納付することはできなかつたものと推認される。

さらに、申立人は、開業する事業所に当該地区を担当する集金人が来たところ、当時の事業所の地区を担当する集金人は、「申立人は実家の地区に属しており、自分は申立人の職場には集金には行っていなかった。」と回答している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、払い出された事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当た

らない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 秋田国民年金 事案 455

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年8月から50年3月まで  
20歳のときに役場の職員が職場に来て、「将来を見据えて20歳から60歳まで年金を納めておいた方が良い。」と言われて国民年金に加入する手続を行った。集金に来ていた地区の人に夫が国民年金保険料を納付していたので、未納期間があるとされることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和50年7月30日、資格取得は20歳到達時の45年A月B日に遡<sup>そきゆう</sup>及して行われたことが確認でき、手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間のうち、48年3月以前の保険料は時効により納付できなかったものと推認され、48年4月から50年3月までの保険料についても過年度保険料であるため、町内の集金人には納付することはできなかったものと推認される。

さらに、申立人が初めて交付された年金手帳として所持しているオレンジ色の年金手帳は、昭和49年11月以降に発行された三制度共通の様式であることが確認できることから、20歳のときに国民年金に加入する手続を行って保険料の納付を始めたとする申立人の主張は不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年5月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年5月から53年3月まで  
昭和53年当時、社会保険事務所職員から、国民年金保険料の特例納付期間なので、この機会にまとめて納めた方がよいと勧められて、国民年金に加入し、父親が48年5月から53年3月までの国民年金保険料を一括して納付したと記憶している。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その父親が申立人の国民年金保険料を納付したと主張するところ、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親の記憶も曖昧であることから、申立期間に係る特例納付保険料の納付状況は不明である。

また、A社会保険事務所が保管している国民年金保険料現金納付者名簿により、申立人とその妹が昭和53年4月から55年3月までの保険料を一括過年度納付したことは確認できるものの、申立期間の保険料を特例納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和55年4月22日にその妹と連番で払い出され、20歳到達時の47年B月C日に遡<sup>そきゆう</sup>及して被保険者資格を取得しているが、申立期間の保険料については、その妹についても同様に未納となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 秋田国民年金 事案 457

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から49年3月まで

昭和50年11月10日に、36年4月から49年3月までの夫婦二人分の保険料である18万円から19万円を、私がA郵便局へ現金で納付した。保険料額はB市町村役場の職員に教えてもらった。未納期間は無いと役場の職員に言われたのに未納期間があり、夫婦別々の期間の納付となっているのが納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年11月10日に、36年4月から49年3月までの期間の夫婦二人分の国民年金保険料を一括<sup>そきゅう</sup>で遡及して納付したと主張するところ、申立人の50年11月10日の日記には、夫婦二人分の国民年金保険料として約18万円を納付したと記載されていることが確認できる。

また、社会保険事務所の保管する国民年金保険料現金納付分通知書（昭和50年11月分）には、申立人の納付記録として「昭和36年4月より44年3月まで8年分8万6,400円納付」、申立人の妻の納付記録として「昭和40年11月より49年3月まで8年5か月分9万1,900円納付」と記載されていることが確認でき、夫婦二人分の合計金額は17万8,300円であり、申立人の日記に記載された金額とおおむね一致している（申立人が申立期間の保険料をすべて納付した場合の金額は約27万円となる。）。

なお、申立人については、その後、昭和54年10月に、44年4月から同年11月までの国民年金保険料を特例納付している記録がある。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年6月から5年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月から5年2月まで

平成5年3月に就職が決まったとき、会社の厚生年金保険に加入するに当たり、国民年金保険料の未納分を払うように言われたため、母親がA区役所で国民年金の加入手続をし、20歳からの分の保険料として約10万円を一括納付した。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の母親が納付したと主張するが、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は保険料の納付に関与していないため、国民年金保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは平成6年9月から同年10月ごろ、資格取得は20歳到達時の3年B月C日に遡<sup>そきゆう</sup>及して行われていることが確認でき、手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間の保険料の一部は時効により納付できなかったものと推認される。

さらに、申立人は、平成5年3月に申立人の就職先の会社から国民年金保険料の未納分を納付しておくように言われて、申立人の母親が申立人を国民年金に加入させ、20歳からの分の保険料として約10万円を納付したと主張するが、その金額はその時点で納付可能な保険料の金額とは相違しているとともに、加入手続に関する記憶が曖昧<sup>あいまい</sup>であり、一方、当該事業所では、国民年金保険料の未納の解消について関知することはなかったと回答している。

加えて、申立期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号

番号が払い出されていないが、払出しの事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年12月から50年3月まで  
20歳の時、母と一緒にA市町村役場B支所で加入手続をして、茶色の国民年金手帳をもらった。昭和48年12月にC市町村に転入してからは、C市町村役場で保険料を納付し、茶色の手帳に押印してもらったのを覚えているのに、未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、社会保険庁の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和50年10月1日、資格取得は20歳到達時の45年D月E日に遡<sup>そきゅう</sup>及して行われていることが確認でき、申立期間の保険料については過年度保険料となるため、C市町村役場窓口において納付することはできなかったものと推認される。

さらに、申立人は、昭和48年12月から、C市町村役場本庁において国民年金保険料を納付し、所持していた茶色の手帳に印鑑を押してもらっていたと主張するところ、申立期間当時、国民年金保険料は、46年4月に印紙検認方式から納付書方式による納付方法に切り替えられていることから、手帳に押印してもらっていたとの主張は不自然である。

加えて、申立人は、20歳の時（昭和45年）に母と一緒にA市町村で国民年金の加入手続を行い、茶色の手帳を受け取ったと主張するが、A市町村において申立人に係る被保険者名簿は見当たらない上、その当時に申立人に対

して国民年金手帳記号番号が払い出された事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 秋田国民年金 事案 460

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から46年4月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年10月から46年4月まで  
昭和46年5月にA事業所に勤務した後に、自分と両親及び妻の付加年金の手続きをし、さかのぼって付加年金保険料を納付した。父の農業者年金も私が手続きした。加入期間については、両親も妻も付加年金はすべて納付しているはずである。もう一度調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和46年5月ごろに、45年10月から46年4月までの付加保険料をさかのぼって納付したと主張するが、B市町村が保管する国民年金被保険者名簿では、申立人の付加年金の加入はその妻と同じ平成4年1月1日からとなっており、申立期間当時、申立人は付加年金に加入していないため、付加保険料を納付することはできなかったものと推認される。

さらに、付加保険料は、強制加入（農業者年金の被保険者）である場合を除き納付期限を経過すると納付できないことから、申立人は、申立期間の付加保険料をさかのぼって納付することはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から48年9月までの国民年金付加保険料、51年5月から同年7月までの国民年金保険料及び国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年10月から48年9月まで  
② 昭和51年5月から同年7月まで

国民年金については、すべて夫任せであり何も記憶は無いが、義父も義母も私も国民年金については、付加年金も含めて加入できるものはすべて加入したと聞いている。未納があるのは納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人はその夫が昭和46年5月ごろに、45年10月からの付加保険料をさかのぼって納付したと主張するが、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の付加年金加入はその夫と同じ平成4年1月1日からとなっており、申立期間当時、申立人は付加年金に加入していないため、付加保険料を納付することはできない。

さらに、付加保険料は、強制加入（農業者年金の被保険者）である場合を除き納付期限を経過すると納付できないことから、申立人は、申立期間の付加保険料をさかのぼって納付することはできない。

申立期間②については、申立人が申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は、国民年金保険料及び付加保険料の納付に関与しておらず、保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人は、その夫が国民年金保険料と付加保険料を納付していたと主張するが、その夫は、申立人の申立期間の国民年金保険料及び付加保険料の納付についての記憶が曖昧である上、社会保険事務所のほか、A市町村が保管する被保険者名簿の記録においても申立期間は国民年金に未加入となっており、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料及び国民年金付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 秋田国民年金 事案 462

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年4月から同年11月まで  
昭和52年4月から同年11月までの期間は、A株式会社設立のために勤務していた期間であり、厚生年金保険適用事業所となるまでの間、妻が私の分だけ国民年金の加入手続きを行い保険料を納付していた。保険料が未払いとなっていると知って深い怒りを感じている。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、その妻は国民年金への加入状況、納付状況に係る記憶が曖昧であることから、納付状況等が不明であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、その妻が昭和52年ごろにB市町村役場C支所で国民年金の加入手続きを行い納付書により保険料を納付していたはずであると主張するが、社会保険庁の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは62年2月23日、資格取得は同年5月8日に行われており、申立期間は国民年金には加入していない期間であるため、申立人の妻は保険料を納付することができなかったものと推認される。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されていなければならないが、別の手帳記号番号が払い出された事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 秋田国民年金 事案 463

### 第1 委員会の結論

申立人は、昭和43年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年1月から50年3月まで  
定期的に集金に来ていた近所のAさんに母と二人で納付していた。集金人は、昭和36年の国民年金制度発足の説明会で役員をしていた人だと思う。申立期間は母が納めてくれていた。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録により、申立人が申立人の国民年金保険料と一緒に集金人に納付していたとするその母親の国民年金保険料はすべて納付済みとなっていることが確認できる上、申立期間当時、A氏は国民年金委員であり、国民年金保険料の集金を行っていたことが申立期間当時のB市町村の広報紙及び近所の住民の証言により確認できる。

しかしながら、申立期間について、申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料納付には関与しておらず、保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人は、昭和43年1月から50年3月までの保険料は集金に来ていた近所に住むA氏に納付していたと主張するが、社会保険事務所の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは50年5月6日、資格取得は43年1月19日に遡<sup>そきゅう</sup>及して行われており、申立期間当時、申立人は国民年金に加入しておらず、国民年金保険料を納付することはできなかったものと推認される。

さらに、申立期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されていないが、別の手帳記号番号が払い出された事実は確

認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 26 日から 45 年 3 月 26 日まで  
株式会社Aでの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が昭和 44 年 3 月 26 日となっているが、45 年 3 月まで勤務したので、訂正してほしい。44 年 10 月の社員旅行時の撮影とみられる写真も残っており、45 年 3 月に長男が生まれたとき、お祝いをもらってすぐ退職し、心苦しかったことを覚えている。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が昭和 44 年 3 月 26 日とされているが、45 年 3 月まで勤務し厚生年金保険に加入していたと主張するところ、申立人自身は当時の同僚についての記憶が無く、申立期間に同社に在籍していた複数の社員から聞き取りしたものの、申立人を記憶している者はいない。

また、株式会社Aでは、申立期間当時の関連資料が残っておらず、雇用保険の加入記録も無いことから、申立人の在籍期間が特定できないとともに、ほかに、申立ての事実を裏付ける周辺事情も見当たらない。

さらに、社会保険事務所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人が被保険者資格を喪失した昭和 44 年 3 月 26 日から 1 週間後の同年 4 月 2 日に健康保険証が返納されていることが確認でき、社会保険事務所の保管する株式会社Aの被保険者名簿において、申立人が被保険者資格を喪失した同年 3 月 26 日以降の加入記録は確認できないとともに、健康保険番号に欠番もみられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 秋田厚生年金 事案 284

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年3月から21年2月9日まで  
私は、昭和20年3月から21年2月までA株式会社に勤務していたが、その期間の厚生年金保険加入記録が無いので、厚生年金保険に加入していたと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A株式会社の保管する従業員台帳により、申立人が、昭和20年7月26日から21年1月15日までの期間、同社B事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、社会保険事務所の保管する同社B事業所における被保険者名簿において、申立期間に係る申立人の厚生年金保険加入記録は見当たらず、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、同事業所の従業員台帳に記載されている従業員（申立人と同様に昭和20年中に雇入れになった者40人）について、厚生年金保険被保険者資格の取得状況を調査したところ、厚生年金保険加入記録が確認できた者は19人とどまっており、台帳登載者が原則として厚生年金保険に加入していたものであるとまでは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年8月1日から22年7月1日まで

私は、昭和20年4月から36年5月までA株式会社に勤めていたが、21年8月から22年6月までの期間の厚生年金保険加入記録が無い。同社B事業所で勤務していた同期間についても、厚生年金保険加入期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社の保管する従業員台帳から、申立人が申立期間当時、同社B事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、同社は、申立期間当時、事業所ごとに厚生年金保険の適用を受けており、社会保険事務所の記録から、同社B事業所の新規適用年月日は昭和22年7月1日となっており、申立人及び申立人が記憶している同僚を含む13人が同日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、従業員台帳を基に確認すると、この13人の中で台帳上の在籍が確認できる8人のうち、6人が昭和21年度からB事業所で勤務していることが確認できるが、社会保険事務所の記録では、同事業所で勤務していた期間については、A株式会社のいずれの事業所においても厚生年金保険の加入記録は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月から 47 年 2 月まで  
昭和 47 年、実家の A 市町村に帰った後、水害に遭い流されてしまったが、B 株式会社を退職した時に、会社から厚生年金保険被保険者証を渡されたので、厚生年金保険に加入していたはずである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において B 株式会社勤務し厚生年金保険に加入していたと主張するところ、昭和 47 年の水害に被災した時に厚生年金保険被保険者証や関連資料を紛失し、当時の同僚について記憶している者はいないとしており、申立期間に同事業所に在籍していた複数の社員から聞き取りしたものの、申立人を記憶している者はいない。

また、申立人は、退職時に会社から渡された厚生年金保険被保険者証について、はがき大で縦型のカードであったと主張するが、当時の被保険者証は、はがきよりも小さく横型であったことが確認できる。

さらに、同事業所は平成 13 年 3 月 31 日に全喪している上、申立人に係る雇用保険の加入記録も無いので、申立人の在籍期間が特定できないとともに、申立期間について事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立ての事実を裏付ける周辺事情も見当たらない。

加えて、同事業所の厚生年金保険被保険者名簿の記録を確認したが、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できないとともに、健康保険番号に欠番もみられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 秋田厚生年金 事案 287

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月から 47 年 10 月 21 日まで  
40 年ぐらい前のことで証明できるものは無いが、健康保険と雇用保険に加入していたと記憶しており、治療で A 市町村内の病院に通院したことがあるので、調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び当時の同僚の証言から、申立人が申立期間当時、B 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録により、B 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 47 年 9 月 1 日であり、当時の事業主及び申立人が記憶する同僚についても、同日から加入していることが確認できる上、同日以前の期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる事情も無い。

また、申立人は、同事業所における厚生年金保険被保険者資格を、昭和 48 年 7 月 3 日に取得（昭和 49 年 4 月 11 日喪失）したことが確認できるが、申立期間のうち、同事業所が厚生年金保険適用事業所になった 47 年 9 月 1 日から同年 10 月 21 日までの期間における厚生年金保険加入記録は見当たらず、健康保険番号に記録の不備をうかがわせる欠番もみられない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月 1 日から同年 2 月 29 日まで  
昭和 47 年 11 月 15 日から A 株式会社勤務し、49 年 1 月 1 日に B 株式会社への事業の譲渡があったが、引き続き同一の事業所で勤務していたので、同年 1 月及び同年 2 月が厚生年金保険の加入期間とされていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人が申立期間当時、A 株式会社から B 株式会社に移籍し、継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録から、A 株式会社から B 株式会社へ移籍した同僚 8 人についても、申立人と同様に昭和 49 年 1 月 1 日に A 株式会社での被保険者資格を喪失し、同年 3 月 1 日に B 株式会社での被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、昭和 49 年 1 月 1 日付けで B 株式会社の関連会社である C 事業所（適用は B 株式会社）の部長に任命された D 氏は、役職についているためか、申立人より 1 か月早く厚生年金保険被保険者資格を取得しているものの、A 株式会社から B 株式会社に移行後すぐには資格取得をしていない上、給与明細書から、当該未加入期間に係る厚生年金保険料が控除されていなかったことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 秋田厚生年金 事案 290

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月1日から20年4月1日まで  
私は、昭和19年4月から20年9月までA株式会社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録は20年4月1日から同年9月までの期間となっているので、勤務していた期間のすべてを厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A株式会社の保管する従業員台帳から、申立人が昭和19年4月1日から20年4月1日までの期間に同社B事業所に勤務（同事業所の社内学校であるC学校に入学）していたことが認められる。

しかしながら、同社の従業員台帳から、昭和19年4月1日にC学校に入学した54人を抽出して、厚生年金保険の資格取得状況を調査した結果、厚生年金保険の加入記録が確認できた31人のうち申立期間内に厚生年金保険の資格を取得している者は確認できず、いずれもC学校に入学した1年から1年3か月後に厚生年金保険に加入していることが確認でき、申立人も同様の取扱いであったことがうかがえる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月から 36 年 3 月まで  
昭和 35 年 4 月から 36 年 3 月まで、A株式会社B支店に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。  
勤務期間中の厚生年金保険加入の調査をお願いしたい。

### 第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言により、申立人がA株式会社B支店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が一緒に勤務していたと記憶している同僚二人は、同事業所に係る厚生年金保険の加入記録が確認できるが、二人とも、「入社してから2年から3年後に厚生年金保険に加入しているようだ。入社後すぐに厚生年金保険に加入していたわけではない。」と証言しており、A株式会社B支店では、申立期間当時、入社後直ちに厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

また、A株式会社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できないとともに、健康保険番号に欠番もみられない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 6 月から同年 12 月まで  
昭和 49 年 6 月から同年 12 月の中ごろまで、A株式会社に講師として勤めた。この期間の厚生年金保険の記録が無いので調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A株式会社が保管する専任講師管理台帳により、申立人が申立期間当時、A株式会社B支店に専任講師として在籍していたことは確認できる。

しかしながら、A株式会社B支店の元支店長は、「集金人や事務職の女性は入社した当初から厚生年金保険に加入させていたが、営業や講師は加入させていなかった。」と証言しており、申立期間当時、事務職員だった同僚3人も、「講師には、社会保険は掛かっていなかった。」と証言している。

また、申立人が記憶している申立期間当時の同僚は、申立人と同じ専任講師であったが、申立人同様、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

さらに、申立期間当時、申立人は夫の被扶養者となっていることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、保険料控除に関する申立人の記憶も曖昧である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 秋田厚生年金 事案 293

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月18日から同年12月9日まで  
② 昭和37年4月1日から同年11月30日まで  
③ 昭和38年4月10日から同年11月30日まで  
④ 昭和39年4月1日から同年11月30日まで  
⑤ 昭和40年4月1日から同年7月3日まで

申立期間は、A事業所で作業員として「B」、「C」、「D」と一緒に勤務していたので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

人事記録及び当時の同僚の証言により、申立人が申立期間にA事業所の作業員として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録では、A事業所は、昭和34年12月1日に全喪し、40年7月3日に再度適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人が申立期間当時の同僚として記憶している3人についても申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない上、元同僚からは、「申立期間当時、厚生年金保険に加入せず国民年金と国民健康保険に加入していた。」旨の供述があるところ、申立期間は3人とも国民年金に加入し国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人自身も申立期間当時、国民年金に加入しており、社会保険庁の記録から、申立期間①を含む昭和36年4月から37年3月までの期間は国民年金保険料を納付し、申立期間②から⑤までを含む37年4月から40年6月までの期間は申請免除承認期間であることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。